平成24年度 第1回 明石市都市計画審議会

議事録

< H P 公開用 >

日時:平成24年10月30日(火)午後4時00分~

場所:明石市議会棟大会議室

平成24年度 第1回明石市都市計画審議会

日時:平成24年 10月 30日(火)午後4時00分~

場所:明石市議会棟大会議室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長・副会長の選出
- 3 議事録署名人の選出
- 4 議 題
 - (1)事前説明事項

東播都市計画道路(朝霧二見線)の変更について〔兵庫県決定〕 東播都市計画地区計画(大道町地区)の決定について〔明石市決定〕

(2)報告事項

都市計画道路網の見直しについて

- 5 そ の 他
- 6 閉 会

出席委員(15名)

安田会長 水野委員 嶋本委員

遠 藤 委 員 西 川 委 員 寺 井 委 員

富田委員 新田委員 松井委員

出雲委員 土居委員(代理) 和田委員(代理)

山 本 委 員 中玉利 委 員 西 澤 委 員

欠席委員(4名)

鍬 田 副会長 西 海 委 員 橋 本 委 員

井 上 委 員

出席幹事(5名)

西川幹事梅木幹事福田幹事

嶋 田 幹 事 進 藤 幹 事

平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日 午 後 4 時 0 0 分 ~ 明石市議会棟大会議室

(開会16時00分)

(事務局) 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第1回明石市都市計画審議会を 開催いたします。

本日は、皆様方におかれましては、何かとお忙しいところ、ご参集いただきまして、 誠にありがとうございます。

まず、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いします。本日、配付して おります資料は、配席図でございますが、事前に議事次第、委員名簿、議事に係わる 資料などをお届けさせていただいております。不足はございませんでしょうか。

続きまして、本日の出席状況につきまして、ご報告を申し上げます。

本日は橋本委員、鍬田委員、西海委員、井上委員におかれましては都合により欠席となっております。

委員総数19名のうち、現時点では14名の出席をいただいておりますので、明石 市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立しておりますこと をご報告申し上げます。

続きまして、次第の 2、会長・副会長の選出でございますが、当審議会は委員の改選があり、本日新たに会長・副会長を選出することとなります。それまでの間、私が進行させていただきます。

名簿をご覧いただけますでしょうか。審議会の委員が今年度半数近く入れかわって おります。改選に当たりまして、住民参画条例に基づき、住民参画を積極的に図るた め公募市民委員を増やし、また、女性の視点をより審議に反映すべく、女性委員を3 割確保させていただいております。なお、公募市民委員にもうお一方お願いしており ましたが、先日、急遽市外へ転出されましたので、現時点では19名の委員となって おります。

(事務局) それでは、初めに会長の選出をさせていただきますが、明石市都市計画審議会条例第5条第1項に、審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は第2条第2項第1号の委員のうちから、副会長は委員のうちから委員の選挙によって定めるとなっております。どなたか立候補あるいは推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、事務局から推薦をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(事務局) ありがとうございます。それでは、会長には、これまでに引き続いて、神戸大学名誉教授の安田委員を、副会長には神戸大学大学院准教授の鍬田委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(事務局) ありがとうございます。選挙にかえて、拍手でもって承認とさせていただきたいと思います。

(委員拍手)

(事務局) では、満場一致ということで、会長は安田委員、副会長は鍬田委員に決定いたしました。

なお、鍬田委員は本日ご欠席でございますので、事務局にて了解をしていただくようにいたします。

恐れ入りますが、安田会長、会長席にお移りいただきますようお願いいたします。

(安田会長移動)

(事務局) それでは、会長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。 安田会長お願いします。

会長 前年度に引き続き、会長をやらせていただきます。よろしくお願いいた します。一言ご挨拶を申し上げます。

今、都市計画法に基づくこの審議会でございますが、国の都市計画法というのは大 正時代から戦前まで続いていたのですが、実はその制度というのは、基本的には昭和 43年1968年まで続いておりまして、ちょうど1968年に今の新都市計画法が できたわけです。ちょうど私は大学の学生をやっているころでございまして、それか ら随分時間はたっておるわけであります。ようやくある意味で都市計画が根づいてき たというふうに考えてよかろうと思います。この間、用途地域の細分化を初めとし、 あるいは都市計画事業のさまざまな制度が発足するという形で拡充あるいは充実して きたわけでありますが、平成12年に中央分権一括法に基づいて、都市計画審議会を 各市町に置くということになったわけであります。ある意味では都市の計画でありま すから、当然と言えば当然でありますが、それまでは県の中央都市計画審議会という ところが最終的な審議を、ということでありました。現在も広域的なものについては もちろん県の都市計画審議会でございますけど、基本的には明石市として都市計画を 決定する。そういう意味では非常に重要な審議会の役割を果たすわけであります。こ れまでも会長を務めさせていただきましたけれども、これまで以上に公平、公正な運 営に務めたいと思いますので、皆様方の慎重な審議をよろしくお願いしまして、簡単 ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いい たします。

(事務局) ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は、会長にお願いいたします。

会長 はい。それではお手元に議事次第がございます。この議事次第に沿って 会議を進行させていただきたいと思いますが、まずその前に議事録署名人の選出につ いて、お諮りしたいと思います。

この件につきましては、審議会運営要領によりまして私の方から指名させていただくことになっております。

勝手ではございますが、本日の議事録署名人につきましては、水野委員さんと西川 委員さんのお二人にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、本会は、審議会運営要領によりまして原則公開となっております。本日の会議におきまして、会議を公開することにより、個人情報の保護及び公正または円滑な議事運営が損なわれる恐れがないと認められますので、会議を公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

会長 それでは、本審議会を公開といたします。傍聴者の方がおられましたら 入場を認めますが、本日の傍聴者につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局) 本日の傍聴者は、ございません。

会長 それでは、4番目、議題に入らせていただきます。本日は、お手元の会議次第にございますように、事前説明事項が2件、報告事項が1件ということで、議案審議はございません。

それでは、事前説明事項の でございますが、東播都市計画道路、朝霧二見線の変更について、これは兵庫県決定分でございます。事務局より説明をお願いします。

都市計画課はい、会長。

会長 どうぞ。

都市計画課 事前説明事項の1点目、東播都市計画道路、朝霧二見線の変更に ついて、兵庫県決定につきまして説明させていただきます。

説明はパワーポイントを用いて行いますが、詳しいものをお手元にも配付していま すので、後ほどご参照願います。

まず初めに、朝霧二見線についてですが、明石市大蔵八幡町を起点とし、二見町西

二見の播磨町境を終点とする東西方向の主要な幹線道路でございます。

次に変更箇所ですが、前面スクリーンをご覧ください。大久保町谷八木地区におきましては、現在、市施行におきまして、八木松陰線を県道明石高砂線から国道250号、いわゆる明姫幹線までの区間の道路事業を行っているところでございます。その交差点改良に合わせまして、県施行によります、県道明石高砂線、都市計画道路名称では、朝霧二見線につきまして、約440メートルの道路事業を行っているところでございます。今回都市計画の変更を予定しているのは、そのうち約130メートルの区間です。なお、事業につきましては、平成19年度から兵庫県が谷八木工区の事業に着手しており、平成28年度の事業完了を目指し事業を進めていただいているところでございます。

今回の変更内容を横断図によって説明いたします。兵庫県が道路整備を行うに当たりまして、地形測量や詳細設計を行った結果、一部の区間で道路の両側に法面構造が必要となったため、道路区域として追加しようとするものでございます。

次に、都市計画の手続について、説明いたします。変更素案を作成するに当たりまして、9月1日に地元の谷八木会館にて公聴会を兼ねた住民説明会を開催しましたところ、利害関係者や地域住民27名の方のご出席があり、変更内容につきましては概ね一定のご理解を得ることができました。今後のスケジュールとしましては、本日の審議内容を踏まえ、明石市と兵庫県とで協議の上、兵庫県にて都市計画案を作成し、12月上旬から法定縦覧を行います。その後、次回の明石市都市計画審議会にて審議していただいた結果を、兵庫県都市計画審議会に意見として提出し、そこで審議した結果を受け、平成25年3月中の都市計画変更を予定しております。

なお、お手元には計画書、理由書、変更前後対照表、位置図、計画図に事業区間を明示したもの、横断図、及び朝霧二見線谷八木工区の概要をお配りしておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただいま、東播都市計画道路の朝霧二見線の変更について、都市計画事業の進捗に伴って、都市計画決定事項との整合性を図るために都市計画の変更をしようという内容でございます。ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしゅうございますか。それではご意見がないようですので、東播都市計画道路 の朝霧二見線の変更については、了承したということにさせていただきます。次回、 この審議会で正式な議案として提出されるということです。

続きまして、東播都市計画地区計画、大道町地区の決定について、明石市決定でございます。事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課はい、会長。

会長 どうぞ。

都市計画課 事前説明事項の2点目、東播都市計画地区計画、大道町地区の決定について、説明をさせていただきます。

資料は、タイトルが東播都市計画地区計画、大道町地区の決定について、明石市決定となっているものです。内容に入ります前に資料の構成をご説明いたします。お手元の資料をご覧いただけますでしょうか。表紙をめくっていただきまして、計画書の1ページ目に位置図、2ページ目に計画の名称や場所などと計画の目標やまちづくりの方針を示しております。また、3ページから7ページは、具体的なルールを定めたものです。8ページが理由書、9ページが計画図、10から13ページが参考資料となっております。

それでは、内容の説明に移ります。前面のスクリーンをご覧ください。初めに位置ですが、明石駅より北西約1.5キロメートルに位置する大道町1丁目及び2丁目で、面積は約15ヘクタールです。過去に区画整理が実施された地域で道路や公園などの都市基盤が充実し、緑豊かで閑静な居住環境と工場などが調和した既成市街地です。5年ほど前に周辺地域で生活環境を悪化させる恐れのある建築物の建築がきっかけと

なりまして、地域内でまちづくりに対する機運が高まり、地域住民で構成された「大道町の環境を守る会」により地区計画制度の導入に向けた取り組みが行われてきました。そして、今回地域の総意として地区計画決定に係る法的手続の依頼書の提出を受けました。

地域の現状の例をスクリーンにお示しします。写真のように住居を中心としながら、 部分的には工場や事務所がある状況です。また、道路や公園などの都市基盤も充実し ている状況がわかります。地区計画の名称などは画面にお示ししたとおりです。

続きまして、地区計画の目標につきましては、既存の低層の戸建て住宅を中心とした、ゆとりある町並みや、住宅と工場などが調和した良好な居住環境を保全、育成することを目標としております。

次に土地利用の方針です。大道町地区の用途地域は、大きく2つに分かれておりまして、東側が住居の利用を主とする第一種中高層住居専用地域。それともう1つは準工業地域で住居や事務所、工場などを幅広くできる地域です。準工業地域のエリアでも、実態の土地利用は工業系から住居へと変わってきている状況です。そのため地区整備計画では地区を8区分し準工業地域でも住宅を中心とする地区は住宅地区、住宅と工場のある地区を住工共存地区としております。そのほか、大道町にある大きな施設として、NTT西日本あるいは水道の浄水場がありますので、それぞれ通信・業務地区あるいは公共施設地区としております。

続きまして、地区施設の整備の方針です。この地区では既に道路、公園などが整備済みですので、新たな施設を整備するのではなく、その機能や目的が損なわれないよう維持保全に努めることといたします。

続きまして、建築物の整備の方針です。地域で守っていきたいことが3つございまして、1つは建築物の用途、2点目、高さ、3点目として形態または意匠でございます。これらに配慮し、それぞれの地区にふさわしい建築物などの規制、誘導を図ることとします。

以上が地区計画の方針を示した部分でございます。

次に、以上の方針に基づく8地区の地区整備計画で具体的な制限などの説明をさせていただきます。

参考に3ページの内容をスクリーンに示しておりますが、計画書の構成が左から3列目にございますように、1つ目に建築物などの用途の制限。2つ目に高さの最高限度。そして3つ目に建築物の形態または意匠の制限となっておりますので、この順に説明をさせていただきます。

まず1つ目に建築物などの用途の制限です。現況地域の住居や店舗、工場などの状 況に応じて、用途を分類しております。資料10ページの参考の表をご覧いただけま すでしょうか。済みません。見えにくいので10ページのほうをご覧いただいたほう が見やすいかもしれません。住宅地区Aから公共施設地区までの8地区について、建 築できるもの、できないものを、示した表でございます。建築できる用途を丸で示し ており、建築に当たって条件があるものは三角や数字など、建築できないものは青色 のハッチングで示しております。赤のペケ印は後ほど説明させていただきます。左の 住宅地区A、Bの用途が第1種中高層住居専用地域で、その右、住宅地区C以降が準 工業地域となっております。用途地域ごとに見比べていただきますとわかりますよう に、第1種中高層住居では大きな店舗や事務所、ホテル・旅館、遊戯施設・風俗施設、 工場の多くの部分が青色のハッチングとなっており、このような建築できないものが たくさんあります。その一方で準工業地域では、ほとんどの用途が建築できるように なっております。大道町地域では時代の経過とともに工場などが減少していることや 地域の環境にふさわしくない建築物が建築されることが懸念されるため、地区ごとに 建築できる用途、建築できない用途を定めることとしました。そこで、地区計画では、 赤のペケ印の建築を制限することといたしました。地区によって制限の度合いに濃淡 がありますが、工場の状況など地域住民の意見を聞きながら制限をまとめたため、制 限の内容が変わり8地区に分かれました。用途制限につきましては、以上です。

2つ目は高さの最高限度です。今回の地区計画では、いちじるしく高い建築物が建たないよう19メートルを高さの制限としました。19メートルとしたのは、既存の建築物の高さに合わせたためです。なお、住工共存地区Aには20メートルを超える既存建築物があり、また住工共存地区B、それから通信・業務地区では、将来の土地活用に関する意見があったため、高さの制限を設けないこととしております。

次に、3つ目の形態または意匠の制限についてご説明いたします。制限は、ネオンサイン等を使用する広告物を設置しないこと、光源の点滅する広告物を設置しないこと、を基本としまして、地区によっては、屋上の広告物を設置しないことも加えております。

以上、申し上げた3点が、地区整備計画です。また、資料には理由書を添付しておりますので、ご参照願います。

最後に、今後のスケジュールですが、この地区計画に関し、地区内の利害関係者の意見を求めるため、「地区計画などの案の作成手続に関する条例」に基づきまして、11月上旬より2週間、公衆の縦覧に供する予定でございます。その後、県との協議を経まして、引き続き都市計画法の規定に基づき2週間公衆の縦覧に供し、今年度内を目標に、当審議会に付議する予定でございます。

以上で、大道町地区、地区計画の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよるしくお願い申し上げます。

会長 はい、どうもありがとうございまいした。事前説明事項の2番目、私先ほど地区の名前を間違いまして失礼しました。大道町地区でございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いします。はい、どうぞ。

委員 失礼いたします。地区計画を策定するに当たって、1つ重要な点というのが、地区にお住まいの方々の認知と合意形成ということじゃないかなと思うんですけれども、今回先ほどのスケジュールにありましたように、今後縦覧という手続を踏

んで策定されていくということですが、これまでの経緯の中で居住者、お住まいの 方々の意向と言いますか、アンケートあるいは聞き取りのような形で、どういうよう な意向が出ているのかというところを少し教えていただければと思います。

会長はい、どうぞ。

都市計画課 失礼します。この地区計画は地域を主体とした取り組みで行っているところでございます。平成20年に地域の発意がありまして、5年間取り組みを行っております。その間、役員会は36回、ニュースの発行は7回、地区計画の地域内の説明会は8回、あるいはまち歩きも2回、それからアンケート調査は4回、非常に丁寧に行っている状況でございます。また、最終のアンケートを行いました際には配付数303に対しまして、回収数が271と約9割近くの回収を行いまして、反対者もいない状況となっております。以上です。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい、ありがとうございます。

会長 ほかは、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員 この地区計画と直接的かどうかはわかりませんが、この地区の南側には J R が走っております。この J R の明石駅と西明石駅間の中間地点に J R の新駅をつくりたいと、こういう構想がございまして、いろいろと議論してまいりましたが、現在のところそれを進めるという方向にはいたっておりません。しかし、いつまた進めていこうということになるかもわかりませんし、ある程度用意しておく必要があろうかと思うわけです。そこで、この地区計画が新駅の進捗にかかわって弊害が出てくるのか、来ないのか。1つはこういう形を取りますと、もし新駅をつくる場合の駅前広場、当然これは南側にしかできないというふうになろうかと思うわけです。それと合わせまして、北側からは自転車で乗ってこられる方も多数出てくるわけですから、当然駐輪場という話も将来的には出てくる可能性が大でありまして、そういう意味でそういうことをクリアにできるのかどうか。その点について、お答え願いたいと思いま

す。以上です。

都市計画課はい、会長。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課 委員ご指摘のことに関しまして、2点お答えさせていただきたいと思います。まず」R明石駅から西明石駅間の新駅につきましては、平成24年3月の建設企業常任委員会のほうで報告されました。その内容は山陽電鉄連続立体交差事業や明石駅前南再開発事業の事業推移と完成後の影響を確認する必要があるため、今後の課題として位置づけられました。新駅の位置や駅の構造などの内容が示されていない状況でございますので、現時点では地区計画やまちづくりへの影響について検討することができません。もし、今後事業が明確に位置づけられましたら都市計画全般につきまして、周辺との整合性を確認する必要があると考えております。

次に駐輪場の建設の件でございますけれども、第一種中高層住居専用地域の場合は、 単独の駐輪場の設置はできませんが、ただし公益上必要な施設でありましたら、許可 できる場合もございます。ですから、そういった事業が今後計画されるとしましたら、 周辺の都市施設並びに用途、そういった全般的な都市計画を検討させていただければ、 というふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 はい、よろしいですか。どうも、ありがとうございます。はい、どうぞ。 委員 ちょっと同じような内容に重なるのですけれども、ここの地域の皆さん は5年間かけて、住人の意向は反対者が一人もいなくて、良好なまちづくりのために 審議を重ねて来られたことは、すばらしいことだと思います。でも私たち議員としましては、長年この新駅の議論を重ねてきましたので、そのお話がいつ復活するかもわからないという思いがいっぱいございますので、大道町の皆さんが地区計画をされたことは、それはそれでいいんですけれども、周辺の駅の可能性のある硯町とか、西新町とか王子とかの周辺の皆さんは今回、大道町の地区計画があるよということをご存知なのでしょうか。また、それをお知らせする義務があるのではないかと思うんです

けど、その辺のご意見をお聞きしたいと思います。

都市計画課はい、会長。

会長 はい。

都市計画課 現時点におきましては、周辺の地域の皆様方には周知はしておりません。ご指摘のように周辺の地域につきましては、今後周知を図りたいと考えております。以上でございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 はい、そうしましたら、よくよくご説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会長 ありがとうございます。ほかはございませんか。一般論で申し上げれば、新駅というのは計画の熟度が高まっていない中で言いますと、仮にその新駅のほうが決まったとすると、この地区計画の問題だけではなくて用途地域あるいは都市計画道路を初めとする都市施設、全般の見直しが都市計画として必要になってこようかと思います。そういう意味では地区計画というのは付加的なものですから、見直しももちるん地域の皆様の同意というものが必要ですけど、そういうこともあり得るということで理解したらいいんじゃないかというふうに思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。委員のほうからご意見が出ましたけど、その中でも特にこの地区以外の周辺住民の方への周知。今後市独自条例に基づきます意見の聴取、それから都市計画法に基づく縦覧、こういう手続が出てまいります。そういうものに加える中で、十分に反映していただきますようお願いしておきたいと思います。それでは、この案件について以上でよろしゅうございますか。どうもありがとうございます。この件につきましては次回以降になりますけれども、審議会に付議されるというふうに承知しています。

それでは、事前説明事項は以上で終わりまして、続いて報告事項でございます。都 市計画道路網の見直しについて、説明をお願いします。 都市計画課はい、会長。

会長 どうぞ。

都市計画課 報告事項としまして、都市計画道路網の見直しについて、説明を させていただきます。

資料をご覧いただけますでしょうか。都市計画道路はこれまでも長期的な視点で、 計画的な整備を行い、円滑な都市活動を支える重要な社会資本の一つとなっておりま す。お手元の5ページのA3資料をご覧いただけますでしょうか。明石市の都市計画 道路網を示しております。都市計画道路は青や黄色の線、あるいは赤の二重線で総延 長が約117キロメートルあります。その内、整備の行われた都市計画道路は青の実 践で全体の約58%となっております。このように整備が進む一方で計画されたまま 長期に渡って事業が行われていない道路が残り、加えて少子高齢化などさまざまな社 会情勢の変化が起こる中、都市計画道路そのものの必要性や整備を求めてきた住民の 方々の意識にも変化などが生じつつある状況でございます。このような都市計画道路 を取り巻く状況は全国的な課題となっており、見直しの必要性が高まる中、兵庫県で は都市計画道路見直しガイドラインを策定し、県と県下の市町とともにこの方針に基 づいて見直しを進めることとしております。ご参考に1ページから4ページには、県 が公表した資料を添付しております。本市でもこの方針を受け、未着手の都市計画道 路について必要性を検討していく方針です。検証の流れを2ページに示しております が、検討を4ステップに分け、ステップ1の基礎条件の整備やステップ2の客観的な 評価項目に基づく機能検証を県が行い、ステップ3の地域固有要素による検証を市が 行い、最後のまとめ部分は県と市が行います。これらの検討の上で、平成26年度に 住民の方々への説明を行い、都市計画変更手続を行いたいと考えております。ただし、 都市計画道路の見直しは多面的な検討が求められるため慎重に行うとともに住民説明 も十分に進めたいと考えております。以上で報告は終わります。

会長 はい、これから作業が進められる都市計画道路の見直しについてのアウ

トラインについての説明でございましたが、ご質問、ご意見等がございましたら。よ るしゅうございますか。具体的に出てこないとなかなか意見の出しようがないかもし れませんが、はい、どうぞ。

委員 意見ではないのですが、こういうことが大々的に発表されてまいりますと、例えば今拒否されていたご家庭がこういうことに自分の路線がなりだすと、駆け込みでオーケーですよという、可能性も考えられてくるわけでして、その辺をどこまで読めるかどうかは別としまして、そういう事態も想定されると思うんです。大変難しいと申しますか、あるいはこのことによって何十年と塩づけにされた代償をどないしてくれるんだという、裁判沙汰も可能性としてあると思うので、どの時点で大々的にオープンにするのか、その辺も非常に問題だと思うので、私としては意見がどうのこうのあるとは思いませんが、大変心配をする部分が多くございます。それだけは申し上げておきたいと思います。以上です。

都市計画課 ちょっと補足をさせていただきたいと思います。先ほど資料でご説明させていただいた中、今現在はステップ3の状況でございまして、次年度兵庫県と市によりまして、ある程度大きな都市計画の見直しの考え方をまとめます。そういったことで、考え方をこの都市計画審議会などでもご報告させていただきますとともに、住民の皆様には都市計画変更という手続の中で説明会を行い、丁寧に説明させていただこうと思っております。また、委員からご指摘のありました補償問題とか、あるいはそういった係争なんかでのご心配があるのは私どもも危惧しておるところでございまして、今最近ようやくこういった取り組みが始まったことでございまして、先進的に取り組んでおられるところもございますので、全国的な取り組みの中、先進事例も調査させていただきたいと、そういったご意見に対してはどうお答えさせていただいたらよいのか、これから検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長はい、委員もご承知のように隣の神戸市では都市計画道路のうち生活道

路にかかわるものは一旦全部廃止して、改めて地域のニーズをくみ上げる形で都市計画決定をするという、非常にドラスティックな考えで、そのあたりでどういう反応があるのかいうのは先行事例として十分事務局として情報収集、あるいは研究をされてはいかがかと思います。ありがとうございます。ほか、よろしゅうございますか。

委員 済みません、よろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

委員 この路線、何十年も前から計画されているやつがかなりあると思うんです。その中で実際に進んでいるのが50%で、残りに関してこれからつくるかどうかというのを検証するということですか。それをどんな感じで、どのような方法で決めていくと言うたらおかしいですけど、この路線は誰がどう決めるというのは、どういう感じで具体的に決めていくんですか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課 失礼します。主観的な要素で決めることもできませんので、県下統一のガイドラインというルールに基づいて行っていくわけですが、検証項目の中には交通に関する要素だとか、都市環境、防災空間、あるいは収容空間といった都市機能としてどうかということ、あるいはこれまでの地域プロジェクトとの関連であるとか、路線の整備状況、住民の要望なんかも踏まえながら総合的な視点で判断していくことになります。以上です。

会長よろしいですか。はい、どうぞ。

都市計画課 先ほどの補足ですが、2ページのステップ2では県のステップが書かれていまして、ステップ3では市町が行う検証の内容について示しております。 簡単にはなっておりますが、これを詳しく検証を行います。それから3ページ、4ページにも、その内容を詳細に示したものが書かれております。3ページでは評価基準として から 、これは県のステップですが、これらの検証項目を行うということと、4ページのほうには同じ検証項目ですが、これの代替要素はあるのか、ないのかとい

った視点でも検証が行われるということでございます。以上です。

会長 何分、道路というのはつながっていないと意味をなさないわけでございます。だから部分的な、あるいは個別の一部分だけで要るか、要らないかという議論はなかなかならないという、そういう意味で総合的な判断が必要になってくると思いますが、それについては一体的な路線の形でご提示いただき、それについての考え方をお聞きするという形で、また当然、いきなり出るわけではなくて事前のオピニオンもあるわけですので、よろしくご理解いただきたいと思います。

ほかは、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

委員 済みません、確認と教えていただきたいんですけど、2ページの検証の流れの部分で25年度中に検討して26年に結論を出していくということだと思うのですが、このステップ1とステップ2が大体いつぐらいというような、めどはあるんでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課 ステップ1、ステップ2、ステップ3、ステップ4というように一様に流れていくわけですが、1ページの下の青とピンクのところを見ていただきますでしょうか。都市計画道路として主に3つに分けておりまして、主要幹線と都市幹線、補助幹線というふうにランクづけが行われております。このランクづけを行うところがステップ1の作業で、今はステップ2とステップ3が並行して行われている状況です。その中で補助幹線街路につきましては、ステップ3のところに一部いっているところですが、それよりも主要な主要幹線、都市幹線につきましては、現在ステップ2の作業を行っているところです。

そうしまして、来年度中にこれらの検討業務を行いまして、26年度から住民への 説明を進めてまいりたいと考えております。以上です。

委員 はい、ありがとうございます。そうしたら、あと25年度と言っても1 年強ぐらいしかありませんので、十分地元のかかわるような地域の方、地権者の方に 説明していただくようにお願いしたいと思います。

教えていただきたいんですが、最後のステップ3のところで市が出てくるんですが、 県である程度検証の結果が出てきたときに、市のほうとしてはどれぐらいの権限、検 証の結果はこれではだめだとか、検証の結果を再度検証をし直してほしいとか、そう いった権限は市のステップ3のところではあるんですか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課 ガイドラインに基づく検証というのは、誰がやっても同じような結果になりますので基本、県が検証した項目についておかしな点があれば市のほうから申し上げるということで、当然のことながらステップ2のチェックは市でも行います。

会長よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員 先ほど先行取得、駆け込みの話がありましたが、私は先行による土地取得をしている部分とか、区画整理事業で道ができているところ等々については、もちろん位置づけによって続行されるか、中断されるかわからないですが、非常にこれは微妙なところがあって、区画整理事業をやって皆さんから出してもらって、それを途中でやめたということになれば、元に戻さないといかんのと違うのかいうようなことはありませんよね、もう済んでいるから。そういう事業になったら困るなと思ったりするし、いろいろなケースがあって、例えば、先ほど説明があったように誰が見てもこれは道になっているんだという評価は正しいと思うんですが、区画整備で道を作っています、その地域以外、もう次に行ったら家が建っていると、そこは青写真が入っていますやないかと、だけどもう家が建ってしまった。途中でもうやめたらいいですけど、続行したときは退いてもらわないといけないという従来の方式がある。ところが途中でやめたという場合は、こっち側の区画整理の連中は、ちょっとわしらの土地を出して何ちゅうことになるんやろ、というようなことになる可能性があるから、慎重にしてほしいと思います。ケース・バイ・ケースになると思いますので、どこの線

がこれがというのは言いませんけれども、かなりの分野でそういうところはあります。 やはり明石市の場合は財政力が乏しいから、今まで人のふんどしで相撲をとるという ようなところが多かったですから、そういうようなところは心配しております。以上 です。

会長はい、ご意見として承っていただきたいと思います。はい、どうぞ。

委員 スケジュール的なことを聞きたいんですけど、25年度中をめどに廃止と見直しの対象を確定すると、来年度に確定してその後、どのようなスケジュールになるんですか、どのようなスケジュールで進められるのか、最後の変更手続はどのぐらいでもっていく予定なのか、聞かせていただけますか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課 失礼します。市民の方からどういう意見が出てくるのかというところが、我々も今のところ予想がつかないところでございまして、現時点では25年度に検証が終わりまして、26年度に住民への説明を行ってまいりたいと思います。その状況を踏まえまして、26年度に都市計画手続を進めてまいりたいと考えております。以上です。

委員 そうしたら、個別に一つ一つの路線はたくさんあるわけですね。私もこの見直しの計画にはどちらかと言うと賛成のほうです。数年どころか数十年網をかけられたままどうにもできないという土地があるということを、いろいろ苦情をお聞きしておりますので、ある程度の見直しは必要かと思うんですけれども、個別にこの道路は今年度におさまった、じゃあこの道路は次にこれをやるよ、とかいうように計画的にやるような予定ですか、それとも一遍にざあっと押し進んでいくようにやる予定ですか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課 今回につきましては、都市計画上の位置づけを明確に示すところでございまして、整備につきましては定めるところではございません。今後、都市計

画の道路を変更するに当たりましては、どういった周知の方法、あるいはご意見をいただくような機会を設けるかというようなことはこれから考えさせていただきたいと思っております。一般的には縦覧という形をとっておりましたが、本当に皆様方の関心のあるところでございますので、そういった説明の仕方はこれからちょっと工夫したいと思っております。

委員 できるだけ丁寧にやっていただきたいと思います。多少の混乱は覚悟の上でやられると思いますけど、できるだけ丁寧にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会長 はい、委員の皆さんがご心配なのは、これまでの都市計画決定の道路についてのいきさつがあり、どういうふうに取り扱われるのか、あるいは変更があるとどういうふうに地域の方々に理解されるだろうかというところのご心配であろうかと思います。都市計画審議会としては都市計画道路全体としての整合性と言いますか、妥当性を判断するということがあります。今委員のご指摘の部分というのは都市計画の事業にかかわる部分とも密接なかかわりがございますが、これについては次のステップになろうかと思いますが、都市計画道路の整備の優先順位ということが、当然この作業を通じてまた浮かび上がってくるというふうに理解しています。

よろしゅうございますか。はい、どうもありがとうございました。いろいろご意見 伺いまして、ありがとうございます。

それでは、本日用意されております議題は以上でございますが、5番のその他として何かございますか。

(事務局) 事務局から、特に連絡事項のほうはございません。

会長 それでは、以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。長時間 にわたり、熱心なご討議ありがとうございました。

(閉会16時59分)